

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の改正案」に対する
意見公募の実施結果について

令和 8 年 9 月 2 9 日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の改正案」について、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和 8 年 8 月 1 4 日（金）～令和 8 年 9 月 1 2 日（土）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 提出意見数

1 8 件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、回答の分かりやすさの観点から意見を整理して示しているため、数字は一致しません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
再生可能エネルギー全体に関する御意見		
1	再生可能エネルギーを推進すべきではない・事業規律を強化すべき 標記の「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の改正案」（風力発電設備への廃棄等費用積立制度の導入に伴う様式改正等）について、断固反対します。本改正案はもちろん、再生可能エネルギーの推進そのものに反対の立場から意見を提出します。 ## 反対の理由 1. 再生可能エネルギーは自然を破壊する 太陽光パネルや風力発電設備の大規模設置は、山林の伐採・造成を伴い、豊かな自然環境を不可逆的に破壊します。生物多様性の喪失、景観の悪化、土壌の劣化など、取り返しのつけない被害を引き起こしています。本改正案が対象とする風力発電設備についても、その設置・運用・廃棄の過程で自然破壊が避けられません。廃棄等費用積立制度を導入して「適正な廃棄」を促す形であっても、そもそも自然を破壊する設備を推進する枠組みを維持・強化すること自体が問題です。 2. 施設被害を誘発する 再エネ設備の設置により、野生動物の生息地が分断・縮小されます。特に山間部での開発は、熊などの大型野生動物の行動圏を乱し、人里への出没を増加させ、人身被害や農作物被害を拡大させています。自然環境の破壊が直接的に施設被害を誘発している実態を無視した再エネ推進は、地域住民の安全を脅かすものです。 3. 土砂災害を誘発する 急傾斜地や山地での大規模造成・森林伐採は、保水力の低下や地盤の脆弱化を招き、集中豪雨時の土砂災害リスクを著しく高めます。実際に再エネ関連の造成地で土砂崩れ等の被害が発生した事例は少なくありません。廃棄費用の積立を義務づけることで事後対応を強化するだけでは、事前の災害リスク低減を解消できません。 以上の理由から、本改正案に全面的に反対します。廃棄等費用積立制度の導入や関連様式の改正を行うのではなく、再生可能エネルギー推進政策そのものを見直し、自然破壊・災害誘発・電気料金上昇を招く再エネ設備の新規導入を抑制・中止すべきです。国民の安全と生活、豊かな自然環境を最優先したエネルギー政策への転換を強く求めます。	再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上に寄与する国産エネルギーであり、エネルギー安全保障と脱炭素を両立する観点から重要です。このため、第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)に基づき、今後とも、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながらその導入を促してまいります。 再生可能エネルギーの導入に当たっては地域との共生が大前提です。再エネ発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整を行う必要があり、これらは関係法令によって規定されております。加えて、FIT/FIP制度においても、認定要件として条例を含む関係法令の遵守を求めるとともに、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションを図るため、周辺地域の住民への説明会等の実施を認定要件としています。また、不適切な条件に対する現地調査も実施しており、こうした調査等を通じて関係法令への違反が確認された場合には、行政指導やFIT/FIP交付金の一時停止措置、認定取消し等の措置を厳格に講じているところです。さらに、FIT/FIP制度の認定事業者に対し、事業実施後の発電設備の解体・撤去や適正な処理のための費用の積み立てを求めると、発電事業者の責任において適切な廃棄を促しております。こうした取組を通じて、適切な事業の実施を促すとともに、不適切な事業に対しては、引き続き厳格に対応してまいります。
	再生可能エネルギーはもう必要ないです。 これ以上日本の山を犠牲にしないでください。 日本の山を削ってソーラーパネルをしてお金はい日本国民に負担させるなんてなんでも悪行なんですか？ 山削って山の木がなくなって食べるものがなくてクマが出るのでは？ その原因追及しましたか？その上電気代は安くなってない。 正義だけが犬吠け、何を考えてるんですか？ 業者に全て負担させてくださいこれ以上風力発電もらない電磁波が健康に害を及ぼしています。 動物にも人間にも。 儲けのために自然や日本を破壊するのはやめてください あと、ただのバブリングコメントに住所、氏名、電話番号まで記載させる必要性ってなんですか？ こんなものながら安心して意見言えませんか なんのためにこの犠牲を取るの？ 電話してやるぞって脅してるんですか？ 意見一つ言うのに面倒臭いシステムすぎてこれわざとやってますよね？意見しにくいようにしてますよね？ なぜそんなに日本人に意地悪なんですか？かね政府って	
	4. 電気料金を上げる原因となる FIT/FIP制度をはじめとする再エネ促進政策は、賦課金や系統増強費用などを通じて国民の電気料金を押し上げています。風力発電の廃棄費用積立を制度化する本改正も、最終的には事業者コストを電気料金に転嫁する形で国民負担を増やす方向性を持っています。安定供給と低コストを重視すべき電力政策において、自然破壊を伴い高コストな再エネをさらに推進することは本末転倒です。 以上の理由から、本改正案に全面的に反対します。廃棄等費用積立制度の導入や関連様式の改正を行うのではなく、再生可能エネルギー推進政策そのものを見直し、自然破壊・災害誘発・電気料金上昇を招く再エネ設備の新規導入を抑制・中止すべきです。国民の安全と生活、豊かな自然環境を最優先したエネルギー政策への転換を強く求めます。	
	本改正案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民の生活必需インフラであるエネルギー政策をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、再生可能エネルギーの導入が「ドライブイン現象」にあつては、「再生可能エネルギーの大量導入を免罪符にして、特定の大規模事業者や巨大資本による利権の独占、および地域環境や住民生活を無視した強引な開発を容認してはならない」という点への強い批判です。国民の負担(再生可能エネルギー)を原資にして大企業や投資ファンドが肥え太るような構造は不条理そのものです。 第二に、エネルギーは国民が生きていく上で絶対に欠かさない「最優先の生活必需品」であり、市場のマネーゲームや特定企業の利益追求のツールにさせるべきではありません。資源エネルギー庁におかれては、事業者側への規制見直しを押し、国家が責任を持って安価かつ安定に電力を供給する「公共料金化」的アプローチを果すとともに、格差と物価高に苦しむ生活者の直接的な負担軽減を最優先とする政策運営を強く求めます。	
	##該当箇所## 改正案全体（風力発電設備を廃棄等費用積立制度の対象としたことに伴う様式改正全般） ##意見## 本改正案に反対する。様式を整えて制度を運用するのではなく、風力を含む再エネ特措法に基づきFIT/FIP制度そのものの縮小・見直しを先行すべきである。 ##理由## 風力発電は出力が不安定で、山間部・屋根の伐採、切土盛土による土砂災害リスク、低周波音・騒音、バードストライク、景観破壊を伴う。廃棄等費用積立制度を風力に拡大すること自体、将来大量の廃棄物(リサイクル困難なブレードや基礎)を残すことを認めたものにすぎない。様式改正は問題の多い電源をさらに定着させる手続き整備であり、再エネ推進そのものを見直すべきである。	
2	一、森林破壊・放置・災害誘発の対策としての不十分さ 1. 現状の課題・問題点 ・手続の電子化・様式変更にとどまっている 今回の省令改正のメインは申請や届出の「様式の整備」であり、森林を切り開く太陽光発電等の開発抑止や、放置された設備に対する実効的な罰則・強制力を強化する踏み込んだ内容になっていません。 ・立地規制との連携不足 太陽光パネルの設置による土砂崩れや景観破壊などの災害リスクに対し、経済産業省の事業計画認定と、各自治体の森林法や条例に基づく開発許可の連携がまだ十分に機能していないケースがあります。 ・「非FIT」や「小規模」の抜け穴 固定価格買取制度（FIT/FIP）の枠外で進む案件や、規制の網から漏れやすい小規模な事業者による乱開発・放置リスクが依然として残っています。	
	2. 改善に向けた意見 ・放置事業者の公表とペナルティの厳格化 メンテナンスを放棄したり、連絡が取れなくなったりした事業者に対し、認定取り消しにとどまらず、速やかな代執行（行政による撤去）と費用請求ができる実効的な仕組みを作る必要があります。特に指導が長く代執行までに期間がかり過ぎています。国が1年以内になどルールを作って下さい。 以上の理由から、本改正案に全面的に反対します。廃棄等費用積立制度の導入や関連様式の改正を行うのではなく、再生可能エネルギー推進政策そのものを見直し、自然破壊・災害誘発・電気料金上昇を招く再エネ設備の新規導入を抑制・中止すべきです。国民の安全と生活、豊かな自然環境を最優先したエネルギー政策への転換を強く求めます。	
	1. 自然破壊を伴う開発の不認定・規制強化 森林伐採や山林の改削など、自然環境や景観を破壊して設置される太陽光発電設備については、認定基準を抜本的に厳格化し、原則として不認定とすべきです。環境負荷の大きい開発事業に対する規制を強く求めます。 2. 災害時・不気象時の撤去義務と厳格化 地震や大雨などの災害で損壊・放置されたパネルは、感電や有害物質流出等の危険をもたらす産業廃棄物です。事業者の撤去・処理義務を徹底させ、放置や不適切な管理に対しては即座に認定取り消しや罰則を科す厳格な規律を求めます。	

2	再生可能エネルギーではなく、他電源を推進すべき 非再生エネ(原子力・高効率火力)推進を求める意見書 件名「再生可能エネルギー偏重政策の是正と、安定電源(原子力・高効率火力)の強化を求める意見 意見本文: 私は、現在の日本のエネルギー政策が再生可能エネルギーに過度に偏っており、国民負担・電力安定性・産業競争力の観点から重大な問題がある と考えます。 そのため、以下の理由から再生エネ偏重政策の廃止と、非再生エネ電源の強化を求めます。 再生エネ偏重により電気料金が上昇している 再生エネ賦課金は2024年度で 3,49円/kWh に達し、一般家庭では年間約12,564円の追加負担となっています。 今月は再生エネ賦課金が電気代の17.7%にも達していました。毎月再生エネ賦課金が上がっています。 FIT・FIPなど再生エネ支援制度は、 (1) 高額な買取価格 (2) 市場価格との差額補填 によって国民負担を増大させています。 経産省、資源エネルギー庁は日本の経済を発展させたいのですか、それとも衰退させたいのですか。 電気料金の高騰は、家計だけでなく産業競争力にも悪影響を与えています。 再生エネは「不安定電源」であり、電力の安定供給を損なう 太陽光・風力は ・天候依存 ・出力変動が大きい ・夜間・無風時に発電できない ため、安定供給の基盤にはなり得ません。 その結果、 ・火力のバックアップ稼働 ・調整力確保のための追加コスト が発生し、これも電気料金上昇の要因となっています。 原子力・高効率火力は安定供給と低コストを両立できる日本の産業・生活を支えるには、以下の電源が不可欠です。 再生エネ 発電コストが低い(6-8円/kWh) 二酸化炭素 排出ゼロ 天候に左右されない安定供給 大規模電源として有効 高効率火力(LNG・IGCCなど) 安定供給 既存インフラを活用可能 再生エネ変動を補完できる 再生エネ偏重を是正し、これらの電源を強化することが国民負担の軽減につながります。 FIT・FIPは「再生エネ推進ありき」の制度であり、国民負担を増やす FITは高額固定買取、FIPは市場変動とはいえずプレミアム補填が必要で、どちらも再生エネを促進するための制度です。 再生エネの導入量が増えれば増える、電気料金が上がるという構図は変わりません。 制度そのものを見直す必要があります。 再生エネ偏重政策を是正し、安定電源を強化すべき 日本の電力安定性・産業競争力・国民負担を考えると、以下の政策転換が必要です。 ・再生エネ支援制度(FIT・FIP)の縮小 ・原子力の再稼働・新増設の検討 ・高効率火力の強化 調整力・蓄電をより基幹電源の安定化を優先 ・再生エネ導入量の上限設定(系統安定性の観点から) 欧米の動向を見ても、再生エネ偏重は間違っています。	
	再生エネルギーは安定供給できるものではなく、経済性もない。 地球温暖化の原因は二酸化炭素だとする科学的根拠が見つからないので、アメリカに追随して脱炭素政策を止めるべき。 発電は天然ガスによる火力発電を中心にすればいい。 幸いなことに日本近海にはメタンハイドレートがあり、実用化されれば電力の完全国産化ができる。	第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくこととされています。これは、現時点で単独の完璧なエネルギー源は存在せず、特定のエネルギー源に過度に依存することはリスクが高まるため、多様な電源構成が重要であるとの考え方に基づくものです。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー供給構造を実現するためには、S+3Eの太原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 このような考え方の下、再生可能エネルギーについては、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながらその導入を促してまいります。
3	FIT/FIP制度の効果検証のために成果目標やKPIを設定すべき 今回の施行規則改正案は、再生可能エネルギーの利用促進制度(FIT/FIP)の運用を改善するための重要な見直しだと考えます。しかし、制度の効果を客観的に検証するための成果目標やKPI(成果指標)が示されていない点が気になります。 再生可能エネルギー制度は国民の電気料金にも影響するため、制度運用の改善度を数値で確認できなければ、行政の説明責任を果たすことができません。事業者の報告の正確性、審査の迅速化、制度運用の透明性などは、KPIがなければ改善度を判断できません。 例えば、以下のようなKPIが考えられます。 ・提出書類の不備による差戻し件数の減少率 ・報告内容の誤記・修正件数の推移 ・審査完了までの平均日数 ・電子申請の利用率 ・FIT/FIP対象設備の稼働率 ・再生エネ発電量の増加率 これらのいずれか、またはより適切な「客観的な成果目標とKPI」を必ず設定し、制度の効果を継続的に検証できるようにしていただきたいです。 また、この案件には成果目標もKPIも示されていないため、以下の点を明確にしていいただきたいです。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。」 制度の透明性と改善のためにも、成果目標とKPIの明示をお願い申し上げます。	いただいたご意見は、参考とさせていただきます。なお、第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)では、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされており、この方針に従い、政策を進めてまいります。

商業等費用積立制度に関する御意見	
4	風力発電設備を商業等費用積立制度の対象にすべきではない **【意見】** 反対。本改正は行わないこと。風力をFIT/FIPの商業等費用積立制度の対象として定着させること自体を撤回すること。 **【理由】** 様式改正は技術的修正に見えますが、実態は風力推進を前提に、賦課金で国民から徴収した資金を積立に回す仕組みを完成させるものです。風力は間欠電源であり、設備利用率が低く、バックアップ電源・系統対策・出力制約の費用が別に発生します。積立を整えても電気代負担は残ります。減税を求める立場から、既得税金である再エネ賦課金を固定・拡大する改正は認められません。日本人の家計と産業競争力を削る政策を、様式整備で円滑化すべきではありません。 **【意見】** 反対。風力を対象に加える様式を設けないこと。設ける場合でも、中国製・中国資本関与機器の使用禁止、原産地・部品構成の開示、日本人雇用比率の明示を様式の必須記載事項とすること。 **【理由】** 風車、ブレード、制御システム、変電設備は海外製依存が強く、中国製品・中国資本が入り込みやすい分野です。制御系を含むインフラを外国製品に依存することは経済安全保障上問題です。様式（原産国、主要部品の製造国、資本関係を書かせず積立だけ整えるのは、問題の先送りです。中国製品使用禁止の立場から、使用を認める前提の様式整備に反対します。また、大規模風力の建設・維持が外国人労働依存を広げる経路になることも問題です。日本人ファーストであれば、様式に国内雇用の実態を記載させ、外国人労働前提の事業を排除すべきです。 **【意見】** 反対。外部積立の様式を整えて風力を制度に組み込むことに反対する。どうしても導入するなら、積立額を大幅に引き上げ、不足時は認定取消しと即時撤去を様式の条件とすること。 **【理由】** 外部積立は交付金から差し引くため、見た目は事業者負担でも、原資は国民の電気料金です。風力のブレードはリサイクルが難しく、将来費用が想定を超える可能性が高いです。積立額を低く設定したまま様式だけ整えると、「積んだから安心」という錯った印象を与えます。日本人ファーストの観点では、山林・尾根を切り開いた後に放置されるリスクを、国民負担で後始末する構造は許せません。再エネ反対の立場では、まず新規認定を止めるべきであり、積立様式の整備はその逆です。 **【意見】** 反対。施行を前倒して内部積立申請を受け付ける必要はない。新規風力の支援縮小・停止を先行すべきである。 **【理由】** 施行を早めて申請窓口を開くことは、駆け込み認定や既認定案件の既得権固定につながります。地上設置太陽光は2027年度以降新規支援対象外とする方向が出ている一方、風力には積立制度を整えて存続させるのは一貫しません。減税派としては賦課金対象を広げる前倒しは不要です。再エネ反対の立場からは、問題電源の手続きを急ぐ理由がありません。移民受け入れ反対の観点でも、大規模工事を急がせることは外国人労働需要を増やします。 **該当箇所** 商業等費用積立に係る申請様式・記載事項全般（積立額、取戻し、内部積立に関する様式） **意見** 積立制度の対象拡大と様式整備に反対する。賦課金負担を増やす制度を円滑化するのではなく、国民負担を減らす方向で見直すべきである。 **理由** 商業等費用積立はFIT/FIP賦課金を通じて電気料金に転嫁され、家庭・企業の負担となる。これは事実上への増税である。減税を優先し、経済を活性化すべき立場からすると、様式を整えて積立を確実にする前に、賦課金単価の引き下げや制度対象の縮小を行うべきである。積立不足が生じた場合も結局国民負担になる。
	積立金額の設定を見直すべき 現行想定は積立水準をそのまま様式に落とし込むことに反対する。大型風力の実際の解体・処理費用（特にブレード処理と基礎撤去）を反映した上積みを行うべきである。 風力は太陽光より大型で、廃棄実績も少なく、実際の費用が想定を上回る可能性が高い。積立額が不足すれば、最終的に国民や自治体が負担する。再エネ反対および減税派の立場から、甘い積立額を様式で固定することは認められない。 二、積立金の算定と物価変動に関する問題点 1. 現状の課題・問題点 ・将来の物価高騰や人件費高騰への対応の曖昧さ ・解体等積立金の算定にあたっては、何年（20年後・30年後）の撤去・処分・リサイクルにかかるコストが見込まれていますが、昨今の急激なインフレや人手不足による労務費・運搬費の高騰がリアルタイムで十分に反映されにくい仕組みになっている。 ・「足りなくなるリスク」の懸念 設備前に計算した積立額がまま据え置かれると、いざ廃棄する段階になって実際の撤去・処分費用が積立額を大きく上回り、事業者が不足分を支払えずに放置する不法廃棄につながる危険性があります。 2. 改善に向けた意見 ・積立額の定期的な見直し（スライド制）の導入 ・経済動向や物価指数（インフレ率）、実際の廃棄・リサイクル市場の相場変動に合わせて、数年おきに積立額の基準を自動的、あるいは定期的に再計算・増額改定できる動的な仕組み（スライド方式など）を導入すべきです。 意見6 風力発電設備の廃棄・撤去費用を将来の国民負担としない制度を徹底すべき 風力発電事業によって生じる設備の撤去、廃棄、リサイクル、原状回復等の費用については、事業を行い収益を得る事業者が責任をもって負担することと原則とすべきです。 特に懸念されるのは、事業終了時に十分な資金が確保されていない場合や、事業者の倒産、撤退、事業譲渡等によって責任主体が不明となった場合に、放置された風力発電設備の撤去・処分費用を、最終的に国や地方公共団体が公費で負担せざるを得なくなることです。 こうした費用を一般納税者や地域住民に転嫁することがあってはなりません。また、土地所有者や地方公共団体が事実上撤去費用を負担する事態についても防止する必要があります。 そのため、積立制度については、単に一定額の積立てを求めるだけでなく、実際の撤去・廃棄、原状回復に必要な費用を確実に賄える水準となっているかを定期的に検証し、費用の上昇や立地条件等を踏まえて必要に応じて積立額を見直す仕組みとすべきです。 また、事業者の倒産、撤退、事業譲渡等が生じた場合にも廃棄等の責任と必要な資金が確実に承継される制度とし、責任主体や資金が失われることのないようにすべきです。
	5 意見4 一部の風車を撤去する場合の積立金取戻額を発電出力の割合で算定することの妥当性を検証すべき 今回の制度では、複数の風力発電設備の一部を撤去する場合、撤去する設備の発電出力の割合等を用いて、商業等費用積立金の取戻可能額を算定する仕組みが設けられています。 しかし、風力発電設備の撤去費用は、必ずしも発電出力に比例するものではありません。 例えば、大型クレーンの搬入、仮設道路の整備、山間部等における施工、基礎の撤去、送電設備の処理などには、発電出力とは直接比例しない固定費や立地条件による費用が発生します。 そのため、「発電出力の割合」と「実際の廃棄・撤去費用の割合」がどの程度一致するのかについて、根拠を示す必要があります。 制度導入後は、実際の撤去案件について、設備規模、立地条件、基礎構造、撤去方法及び実際に要した費用等を収集・検証し、発電出力比例による算定方法が適切であるか定期的に見直すべきです。 実際の撤去費用と積立金の取戻額が大きく乖離し、結果として撤去費用が不足することがない制度設計を求めます。 リサイクル技術のコストを繰り込んだ算定 単に「埋め立てのための費用」ではなく、今後義務化や標準化が進む高度なリサイクルや有害物質（鉛など）の適正処理にかかる実際のコストを前提とした、より安全側の算定モデルへアップデートする必要があります。 意見7 事業終了後の原状回復を明確な義務とし、その費用を積立対象に含めるべき 今回の改正案では、風力発電設備の廃止に伴う費用として、仮設工事費・解体・撤去・処分費、整地工事費等を報告する様式となっています。一方、「原状回復」については「事業廃止後の土地の用途」の選択肢の一つとして記載されているにとどまり、原状回復そのものを確実に実施する義務や、そのための費用をあらかじめ確保する仕組みが明確ではありません。 風力発電事業では、風車本体だけでなく、基礎、管理道路・搬入道路、送電設備その他の施設が設置される場合があります。したがって、単に風車を撤去し土地を整地するだけでは、事業開始前の土地の状態への回復が十分に行われない可能性があります。 事業者の撤退や倒産等によって原状回復が行われず、その費用を土地所有者、地方公共団体又は一般国民が負担する事態を防ぐため、事業終了後の原状回復を事業者の責任として明確に位置付け、原状回復に必要な費用についても廃棄等費用の積立対象として確実に確保すべきです。 また、原状回復の範囲について、少なくとも、設備及び基礎の撤去、事業のために設置した道路・構造物等の取扱い、土地の整地その他必要な措置を明確化するとともに、原状回復が完了したことを行政が確認する仕組みを設けるべきです。 さらに、地下基礎等の存置を例外的に認める場合には、その要件を明確にし、土地所有者の同意及び将来の責任主体を確認すべきです。 原状回復に必要な費用が積立額に含まれず、最終的に公費による撤去・復旧が必要になることがないよう、事業開始時から事業者に必要な費用を確保させる制度とすることを求めます。

FIT/FIP制度における商業等費用積立金制度は、発電設備の適切な廃棄等を促すため、認定事業者に対して、原則として、源泉徴収的な外部積立てを求める制度で、これまで10kW以上のすべての太陽光発電のFIT/FIP認定事業者が対象とされてきました。
風力発電設備については、FIT/FIP制度の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁）において、計画的な積立て等により事業終了後の廃棄等費用の適切な確保に努めることが求められてきましたが、FIT/FIP定期報告データにおいて、8割近くの事業者が商業等費用を積み立てていない状況であったこと等を踏まえ、2025年3月の関係審議会において、陸上風力発電及び洋上風力発電についても、原則としてFIT/FIP制度における商業等費用積立制度の対象とすることが妥当であるとされました。こうした経緯を踏まえ、事業終了後の適正な廃棄等に向け、事業者による廃棄等費用の積立てを担保するため、風力発電設備についても本制度の対象としました。最も早い事業で2027年4月より積立てが開始されます。

前提として、発電設備については、その排出处に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく適正処理が義務付けられており、排出处自身の責任の下、適切に処分を行う必要があります。商業等費用積立制度は、発電設備の適切な廃棄等を促すため、事業者による廃棄等費用の積立てを担保した制度であり、実際に廃棄等に要する費用と本制度に基づく積立額が異なる場合においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、排出处が適正処理義務を有することに変わりはなく、排出处において廃棄等費用を確保することが求められます。
その上で、商業等費用積立制度の解体等積立基準額は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）において、再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として、毎年度、積立対象区分ごとに定めるとされており、引き続き、本制度を適切に運用してまいります。

6	倒産等により事業主体が変更された場合を含め、確実な積立が行われるようにすべき 事業者の倒産、撤退、事業譲渡等が生じた場合にも廃棄等の責任と必要な資金が確実に承継される制度とし、責任主体や資金が失われることのないようにすべきです。 3. 将来の廃棄費用・撤去コストの完全自己負担化 将来発生する膨大な廃棄費用が国民負担や地域の負担にならないよう、解体・廃棄費用の確実な積立と担保を徹底してください。事業継続が困難になった場合でも事業者の責任で迅速に撤去される仕組みを担保すべきです。	前提として、発電設備については、その排出者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく適正処理が義務付けられており、排出者自身の責任の下、適切に処分を行う必要があります。廃棄等費用積立制度は、発電設備の適切な廃棄等を促すため、事業者による廃棄等費用の積立てを担保した制度であり、実際に廃棄等に要する費用と本制度に基づく積立額が異なる場合においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出者が適正処理義務を有することに変わりはなく、排出者において廃棄等費用を確保することが求められます。なお、事業者が破産等した場合においては、事業譲渡された者が承継された積立金も活用しながら、自身も必要な積立を実施していくことになります。
	今回の改正により、風力発電設備について廃棄等費用の積立状況や廃棄等に要する費用等を申請時から明確化することは、将来の設備廃棄に備える上で重要であると考えます。 一方、風力発電事業は長期間にわたることから、事業期間中に事業者の変更、事業譲渡、法人の承継、保守・維持管理事業者の変更等が生じる可能性があります。 反対、内部積立を認めることによって途切れることのない仕組みを明確にしていきたいです。 1.廃棄等費用積立金 2.廃棄・解体責任 3.保守・維持管理責任 4.認定時に付された関係法令遵守や地域への供給等の条件 5.廃止時の報告義務等 例えば、事業者を変更する場合には、変更前事業者、変更後事業者、設備ID、積立済み額、廃棄等費用、保守・維持管理体制その他の認定条件の承継状況を記載した書類を提出させ、行政がその承継を確認・認定する制度が考えられます。また、事業者の変更履歴を行政側で管理し、どの事業者からどの事業者へ事業が承継されたかを追跡可能とすることも有効と考えます。 また、保守・維持管理等を第三者へ委託する場合についても、委託先、委託内容及び責任体制等を届け出る仕組みを設けることで、実際に設備を管理する主体を行政が把握できるようにすることが望ましいと考えます。 廃棄等費用を積み立てる制度を設けても、長期運用の途中で責任主体が不明確になれば、最終的な廃棄費用の確保という制度目的が損なわれるおそれがあります。事業者変更や委託を含め、事業開始から廃止・撤去まで責任の所在を一貫して追跡できる制度としていただくことを要望します。	
	内部積立を認めるべきではない ※【該当箇所】※ 内部積立の認定申請・変更認定に係る様式改正部分 ※【意見】※ 反対、内部積立を認める様式を安易に整えるべきではない、認める場合でも、積立不足時の連帯責任、破綻時の国民負担回避、機器の国産化要件を様式上明確にすること。 ※【理由】※ 内部積立は事業者の財務状況に依存し、破綻時に積立が不足するリスクがあります。太陽光でも不適切案件や放置リスクが指摘されてきました。風力は大型化が進み、撤去・リサイクル費用の実例が少なく、1.95万円/KWといった定額想定が将来不足する可能性が高いです。不足分は経銷、繰越金や税金、地域負担に転嫁されます。減税派の立場から、将来の追加負担を招く制度を様式で定着させることに反対します。再エネ反対の立場からは、廃棄費用を積むこと自体が「将来大量の産業廃棄物が出る事業」であることを認めたものです。問題事業を続けるための手続き整備は不要です。	
8	積立計画や実績、積立額等の廃棄に関するデータを公表すること 意見内容 風力発電設備の廃棄等費用及び解体等費用について、認定事業者から収集したデータを設備区分ごとに集計し、毎年度公表する仕組みを導入すべきである。 また、事業計画時に見積もられた廃棄等費用、実際の積立金額、事業終了時の実績撤去費用及びその差額について、匿名化した統計情報として公表すべきである。 さらに洋上風力発電設備については、風車本体のみならず変電設備、海底ケーブル、陸揚設備等を含めた撤去費用を把握し、公表対象に加えるべきである。 理由 本改正案では、風力発電設備について廃棄等費用の積立制度及び解体等完了確認制度の実効性向上が図られているが、収集されたデータが公表されなければ制度改善や国民への説明責任が十分に果たされないと考ええる。 再生可能エネルギー事業はFIT/FIP制度を通じて国民負担を伴う制度であるため、将来の撤去費用が適切に確保されているかを国民が確認できることが重要である。 特に洋上風力は長期にわたる維持管理及び撤去費用が発生することから、ライフサイクル全体の費用実績を透明化し、今後の制度設計や調達価格の検証に活用すべきである。	廃棄等費用積立制度は、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めている。内部積立ては、長期安定発電の責任及び能力があり、かつ、外部積立てを行う場合と同等以上に確実な資金確保が見込まれるものとして、法令及び廃棄等費用積立ガイドラインに定める厳格な要件を満たす場合に限り、例外的に認めることとしております。 廃棄等費用積立制度は、原則として源泉徴収的な外部積立てを求めることで、事業者による廃棄等費用の積立てを担保する制度であり、解体等積立基準額は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)において、再生可能エネルギー発電設備の解体等に必要とする費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として、毎年度、積立対象区分ごとに定めることとされております。 例外的な内部積立てにおいて、外部積立てにおいて積み立てられるべき額と同水準以上の廃棄等費用を確保するとともに、その積立状況の公表に同意することを実施要件の一つとして求めています。 また、FIT/FIP制度において、一定の発電事業については、周辺地域の住民に対する説明会等の実施を認定要件としており、廃棄等に關する事項についての説明も求めています。引き続き、こうした制度を着実に運用してまいります。
	様式への記載事項に関する御意見	
	廃棄・リサイクルの実績を把握できる報告項目を追加すること 意見2 風力発電設備の廃棄・リサイクル実績を把握できる報告項目を追加すべき 今回の様式案では、風力発電設備の廃止時に、リユース、リサイクル、産業廃棄物処理の別や処理費用等を報告することとされています。しかし、風車については、ブレードをはじめとする部材の重量、材質、再資源化量、最終処分量、リサイクル率、処理方法、処理施設又は最終処分先等を十分に把握できる様式とはなっていません。 特に風車ブレードには複合材料が使用され、金属部材と比較して再資源化が難しいことが指摘されています。今後大量廃棄が発生する可能性を考えれば、廃止時の実績データを着実に、将来の廃棄物政策、リサイクル政策及び適正な積立額の設定に活用することが重要です。 そのため、様式には少なくとも以下の事項を追加すべきです。 ・設備及び主要部材ごとの重量 ・ブレード等の主要部材の材質 ・リユース量、リサイクル量及び最終処分量 ・リサイクル率 ・処理方法 ・処理事業者及び最終処分先 ・国内処理又は国外搬出の別 単に「リサイクルした」と報告するだけではなく、実際にどの程度資源循環が達成されたのかを行政が検証できる制度とすることを求めます。	
10	地下基礎を存置する場合は、その詳細情報を記した書類を添付させること 陸上風力発電設備の地下基礎を存置する場合の基準及び将来責任を明確化すべき 今回の様式案では、一定の場合に陸上風力発電設備の地下基礎を撤去せず存置することが想定されています。 しかし、地下基礎を存置する場合は、その土地には長期間にわたり大量のコンクリート等が埋蔵される可能性があります。土地の将来利用、土地所有者への影響、将来撤去が必要となった場合の費用負担等を考えれば、単に基礎を存置したことを確認するだけでは十分ではありません。 少なくとも、地下基礎を存置する場合には、次の事項を報告・保存する仕組みとすべきです。 ・存置する基礎の位置 ・深さ、面積、体積等の規模 ・コンクリート等の残存量 ・基礎を撤去せず存置する具体的理由 ・土地所有者の同意の有無 ・土地の将来利用への影響 ・将来撤去が必要となった場合の責任主体 ・将来の撤去費用の負担主体 また、地下基礎を存置できるか否かという重要な判断について、行政通知や業界団体の解説等に依存するだけでなく、公的かつ客観的な基準を明確にする必要があります。 発電事業終了後に土地所有者や地域住民へ負担が転嫁されることがないよう、地下基礎の存置基準と将来責任を制度上明確化することを求めます。	前提として、廃棄物となった発電設備については、その排出者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく適正処理が義務付けられており、排出者自身の責任の下、適切に処分を行う必要があります。その上で、陸上風力発電所の撤去時における地下基礎の扱いについては、FIT/FIP制度の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(資源エネルギー庁)において、環境省による廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る解釈明確化の通知や「陸上風力発電機の基礎の取扱いに関する解説」(2023 年 2 月、日本風力発電協会)を踏まえながら、適切に判断することを求めています。引き続き、関係省庁とも連携しながら、適切に運用してまいります。 「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」(2021年、環境省)では、リユース可能な例や製品の性能検査例などが示されているものと承知しています。引き続き、関係省庁とも連携しながら、適正なリユースの促進に向けて努めてまいります。
	リユースにより積立金の取戻しを認める場合について 意見5 中古市場への売却をもって解体等の完了とする場合にはトレーサビリティを確保すべき 今回の様式案では、発電設備を中古市場等へ売却・引き渡した場合、その事実を証する書類等によって解体等の完了を確認することが想定されています。 設備のリユース自体は資源の有効利用の観点から有意義ですが、中古市場への売却をもって元の事業者の手続が完了するのであれば、廃棄責任が単に別の事業者や国外へ移転されるだけにならないよう注意が必要です。 特に、中古設備が国外へ輸出された場合や、国内で転売を繰り返した場合、最終的に誰が廃棄責任を負うのか、行政が把握できなくなるおそれがあります。 そのため、中古市場等への売却を解体等の完了として扱う場合には、少なくとも以下の事項を記録・報告する仕組みを設けるべきです。 ・売却又は譲渡した設備の特定情報 ・売却先又は譲渡先 ・国内利用又は国外輸出の別 ・再利用途地又は用途 ・最終的な廃棄責任を負う者 ・国外輸出の場合の輸出先国 リユース制度が、廃棄費用の負担や廃棄責任を先送りする手段とならないよう、設備の移転後についても一定のトレーサビリティを確保する制度とすることを求めます。	

その他		
12	改正内容及びパブリックコメントを行うことを認定事業者にメールで周知すること 事前周知・告知につきまして、大幅なルール変更にある場合、FIT認定者にはメール周知・告知を必ず行っていただきたいです。 今回の内容は2024年4月の改正に匹敵するかもしれない大幅な内容変更なのでしょうか。 もし大幅な変更であるならば、そもそもこのパブコメの存在自体を、メールで周知・告知していただきたい。 そもそもテレビや新聞は見ないので、テレビや新聞に告知しましたと言われても、目にする機会がありません。 HPに掲載したと言われても、なかなかHPのどこそのページまではチェックしていません。 もちろんメール周知・告知は、JPEAさんやJP-ACさん経由で問題ありません。	本改正は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和8年経済産業省令第29号)のうち、風力発電設備の廃棄等費用積立制度の施行に伴い、施行規則の様式(様式第1、様式第2の2、様式第7の3、様式第7の4及び様式第7の5)の改正を行うものです。FIT・FIP認定事業者が否かに関わらず、パブリックコメントで意見募集を行うことを個別に周知してございません。
13	新旧対照表及び改正理由を示すべき 意見！ 改正内容を国民が検証できるよう、新旧対照表及び改正理由を示すべき 今回の改正案については、風力発電設備への廃棄等費用積立制度の導入に伴い、複数の様式を改正するものとされていますが、どの項目をどのような理由で追加・変更するのが十分に示されています。 40ページにわたる様式案のみから変更内容や政策的意図を把握することは容易ではなく、国民が改正の妥当性について十分に検討した上で意見を提出することが困難です。 行政手続における透明性を確保し、実質的な意見公募を可能とするため、少なくとも新旧対照表、主な変更点、各項目を追加・変更する理由、制度改正との対応関係を示した資料を公表すべきです。 今後の同様の省令改正についても、国民が変更内容を容易に把握できる資料を意見公募時に併せて提示する運用を求めます。	本改正は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和8年経済産業省令第29号)のうち、風力発電設備の廃棄等費用積立制度の施行に伴い、施行規則の様式(様式第1、様式第2の2、様式第7の3、様式第7の4及び様式第7の5)の改正を行うものです。意見募集に当たっては、改正概要をお示ししています。
14	改め文を修正すること 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の改正規定中「様式第一、様式第二の二、様式第七、様式第七の三、様式第七の四及び様式第七の五」を次のように改める。」と規定しているが、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則様式第七の三、様式第七の四及び様式第七の五は連続して定められた様式であるため、「様式第一、様式第二の二、様式第七」及び様式第七の三から様式第七の五まで『を次のように改める。』と規定するのが適切ではないか。少なくとも、下記の参考のとおり令和5年に改正した際は「様式第一から様式第七の二まで」と規定しているため、平仄の観点からやはり修正すべきではないか。 (参考)再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和五年経済産業省令第十三号) (再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正) 第一条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)の一部を次のように改正する。 (中略) 様式第一から様式第七の二までを次のように改める。 (後略)	現行の記載でも誤りではないと考えております。